

社会福祉法人 ごせん福社会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ごせん福社会（以下「この法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。
- (3) 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、下記に掲げる報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規定第16条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、役員等旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬については、毎月21日とする。ただし、支払日が土曜日・日曜日又は休日にあたる時は、その前の土曜日を除く平日に支払う。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 28 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

別表第 1 常勤役員等の報酬

理 事 長 年間 8,400,000 円を超えない範囲

副理事長 年間 5,400,000 円を超えない範囲

別表第 2 非常勤役員等の報酬

(理事・監事の報酬)

一人あたり各年度の総額が 240,000 円を超えない範囲

理事会・評議員会出席の都度 1 人一律 20,000 円。

(評議員の報酬)

各年度の総額が 800,000 円を超えない範囲

評議員会出席の都度 1 人一律 20,000 円。